

(健Ⅱ462)(介196)
令和3年2月3日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築につきましては、本年1月21日付(健Ⅱ440F)において、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築についてご連絡させていただいたところですが、

ワクチンの接種順位については、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、先に医療従事者等への接種、次に高齢者と定められており、高齢者施設においても入所者への接種について準備を進める必要があることから、今般、厚生労働省より高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

概要は下記のとおりです。なお、高齢者施設の従事者への接種につきましては、添付いたしました別添1の別紙をご参照ください。

また、高齢者施設において活用されることが想定される様式につきましては、日本医師会文書管理システム内の「お知らせ」にデータをアップロードいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 接種対象者

高齢者施設に入所する接種順位が上位に位置づけられる高齢者(※)

※令和3年度中に65歳以上に達する者

2. 接種場所

○接種場所は、大きく「基本型接種施設」※1及び「サテライト型接種施設」※2に分けられる。

※1「基本型接種施設」とは、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施する施設。

※2「サテライト型接種施設」とは、基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンを移送して接種を実施する施設。

○高齢者施設については、

- ・基本型接種施設、サテライト型接種施設又は市町村が設置する設置会場での接種に加え、それが困難な場合には、これらの接種施設からの巡回接種により実施することも可能である。
- ・介護保険施設のうち医療の提供を行う施設※においては、市町村と予防接種の実施に係る集合契約を締結した場合は、「サテライト型接種施設」として接種を実施することが可能である。

※介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

3. 接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、市町村が接種券を発行。
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設が当該施設及びサテライト型接種施設での必要量を合計したワクチンの必要量をV-SYSに登録。
- ・国、都道府県及び市町村が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は各都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は各市町村の割り当て量を調整し、③市町村は各医療機関等の割り当て量を調整。
- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV-SYSで確認。必要に応じてサテライト型設置施設に連絡。
- ・基本型接種施設はワクチンを保管。
- ・基本型・サテライト型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、当該施設の接種予定者に伝達（その他、市町村が設置した会場等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達）。
- ・接種の実施。
- ・基本型・サテライト型接種施設はV-SYSを通じて接種者数等の報告を行うとともに市町村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付。

4. 高齢者施設における具体的な作業

①接種に関する意向の市町村への申告等【2月中旬】

- ・高齢者施設の所在地の市町村から接種体制の説明を受けた後、当該施設の入所者の接種方式の検討を行う。
- ・入所者の接種場所の方針を検討し、市町村へ所定の様式を用いて報告する。その際、当該施設で接種を予定している場合は、被接種予定者数も併せて報告する。
- ・サテライト型接種施設となることを希望する場合、「接種を実施可能にするための手続き」を参照し、集合契約に参加する必要がある。なお、サテライト型接種施設は、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置されることが想定されているが、高齢者施設入所者等の接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、設置できる。

②接種を実施可能にするための手続き（サテライト型接種施設となる場合）

- ・サテライト型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、接種の時期までに十分余裕をもって、取りまとめ先に委任状を提出すること。
- ・サテライト型接種施設に対しては、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）のIDとパスワードが送付される。V-SYSの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V-SYS稼働後速やかに、V-SYSの初期登録を行うこと。

③入所者への説明及び接種予定者の把握【3月上旬】

- ・高齢者施設は、入所者のうち接種を希望した者に対して、接種券の持参、予診票の記入などが必要であることを説明する。また、入所者が希望する医療機関が、接種実施医療機関であるか確認を行い、市町村の予防接種の手順に沿った対応を行う。接種券については、入所者の住民票記載の住所地に届くことが基本となるため、接種までに入所者の手元に準備する必要がある。原則、住民票所在地の市町村で接種券を用いた接種を行うことが望ましいが、高齢者施設の特徴として、接種場所の例外（住民票所在地以外の場所の接種）を要する入所者が多いと想定されること

から、接種券が入所者の手元に届くまでに時間がかかることに留意する。

- ・高齢者施設は、入所者の接種希望や接種場所の確認を記録するための施設全体のリスト（管理簿等）を作成することが望ましい。その際、高齢者施設の従事者についても含めることが望ましい。当該施設内で接種を予定している場合は、必ず接種予定者リストを作成し、接種予定者が予定日時に接種できるようにする（上記のリストと兼ねることも可）。なお、接種予定者の体調に変化があった場合や予診の結果接種が行われなくなった場合はこの限りではない。
- ・当該施設内で接種を予定している高齢者施設は、接種予定者の人数を把握した上で、サテライト型接種施設については基本型接種施設へ申告し、それ以外の施設等については、接種実施医療機関に申告すること。

④ ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- ・基本型接種施設は自施設でのワクチンの必要量に加え、サテライト型接種施設でワクチンの必要量を把握し、サテライト型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV-SYSに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、サテライト型接種施設に連絡することになる。サテライト型接種施設は、接種日時が判明したら、接種予定者へ連絡すること。その他の施設においては、接種実施医療機関から接種日時の知らせがあったら、接種予定者へ連絡すること。基本型及びサテライト型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」を参照すること。

⑤ 高齢者施設の従事者※の接種希望者への証明書の発行【従事者への接種開始前後】

- ・高齢者施設の従事者については、優先的な接種の対象であることを証明する書類等を医療機関で提示することが必要である。そのため、高齢者施設は、接種を希望する従事者（以下「接種予定者」という。）に対し、優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書」を接

種予定者本人に発行する。万が一、ワクチンの供給量等を踏まえ、高齢者施設の従事者であるか否かに関わらず接種できる時期には、「証明書」の提示は不要である。

※介護医療院、介護老人保健施設の従事者については、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により「医療従事者等」の対象とすることができ、この場合、接種順位が上位であることに留意。

⑥ 高齢者施設の入所者との同時期の接種【3月上旬】

- ・市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。
- ・高齢者以外には住民票所在地の市町村から接種券が送付されていないと想定されるため、高齢者施設は、予め高齢者施設が所在する市町村に対し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式あり。以下「リスト」という）を提出する。なお、リストを作成するに当たっては、同一の者が複数の高齢者施設においてリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること（特に、医療従事者等の範囲に含まれる場合は注意が必要）。従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること（万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要）に留意すること。
- ・高齢者施設は、接種前日までに、市町村から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

【添付資料】

- 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について
（令 3.1.28 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）